定 資

固

[定資産税納

税

通

知

課

税

崩

細

書

]をご が

覧

11

ご自身の固定資産についてしっかりと把握されていますか?

△ 税務課 資産税係 ☎ 22-3148

税されます。しかし、

家

屋

0

(失(取り壊し)や未登記

屋の

所有権移転などの情報

が困難なため、

、課税

性が る事 手数ですが税務課資産税係 誤りや課税漏れとなる可 にご連絡ください ら店舗 家屋の新築、増築、取り 平成29年中に 家屋の用途変更(住宅 未登記家屋 などによる所有権移転 あります。 例がありましたら、 への変更など の売買、 次に該当 贈 壊 与 お か

申告方法や提出期限など

●申告方法

る固

|定資産のご確

を

いします。

ただき、ご自身

所

有

す

12 月下旬に「償却資産申告書」を郵送しますので、届きましたら所 有する資産をご記入のうえ、下記期限までに提出してください。前 年度と資産の状態が変わらない場合も申告が必要です。

※新規に事業を開始された方や、償却資産を所有されていて申告書が届い ていない方は、税務課資産税係までご連絡ください。

●提出期限·提出先

(提出期限) 1月31日(水)

(提 出 先)税務課資産税係または各支所市民係

※税務課または各支所

で

地目の変更など

行する『名寄帳証明書』や

年5月に送付して

4)

る 書

土地の利用状況の

変

更

●償却資産の種類

- ▶構築物(看板(広告塔など)舗装路面、門、塀など)
- ▶機械及び装置(各種製造・加工機械、農業用機械、太陽光発電機器など)
- ▶車両及び運搬具(大型特殊自動車など※自動車税・軽自動車税が課税 されるものは対象外)
- ▶工具器具及び備品(商品陳列棚、パソコン、レジスターなど)
- ●課税標準額の軽減措置特例

償却資産には、資産の用途や取得時期に応じて課税標準額が軽減さ れる各種特例があります。

●過年度更正と遡及(さかのぼり)課税

申告・調査などにより更正が必要になった場合、資産の取得時期に 応じて最高5年度分さかのぼって税額の再計算を行います。(過年 度更正)

れ (償却資産) 古 ます。平 0 定 ほ 資 か、事業で 産税 成 に に償却資産を所 30 つ 年 は いても課 1 土地 使う資産 月 71日現 税さ 家

産 屋

規 申 ま 有 告して す 願 定 L いします。 の 7 に ょ で、 11 より、 、る方 いただく必 期限 その は、 までに提出 地 所 要が 有 方 状 税 あ 況 法 を \mathcal{O}

古

資

産

税

土

地

屋 定

·償却資産

は、

月 家

日現在、所有者と

そ

登

(登録)されている方に課

事業用資産(償却資産)にもかかります

CITY-INFORMATION

良質の住宅をできるだけお安くご提供します



熊本市中央区水前寺4-54-4 ☎096-213-1500 営業時間/9:00~18:00、年中無休 県住協

会社法人等番号 3300-05-009148

ಠಾ0120∙1500

20

につき、 3 月 31 災証 する特例措置 標準を、その取得・ 良した償却資産の 産)を取得・改良した場合も、 月31日までに償却資産(代替償 取得・改築した年の翌年から4年 除した床面積相当分。)につ 面 ŧ (対象要件は以下のとおり) 税 を新 ら4年度分につき2分 る特例措置が設けられ また、同じ理由により、平成33 [取得・改築された家屋(代替家] に限る。)の所有者等が、平成33 崩 から改築部分以外 額のうち被災家屋の床面 部 たに取得・改築した場合に 日までに被災家屋に代わる家 書の被害の程度が半壊以 | 固定資産税を2分の1に 地 改築の場合は、被災家 た家屋(被災家屋。 が設 改良した年の 固定資産税の け られ 滅 の床面 失または て て 1 、取得·改 11 て、 ま の 積 屋 積 ま す。 課 額 翌 却 年 減 度 そ を の 相 上 損 す。 は、 額 分 床

る固定資産税等の特例及び被災代替償却資産に対す熊本地震に係る被災代替家屋

被災代替家屋の特例措置対象要件

●減額適応対象者

産

係まで

お

- ▶被災家屋の所有者(共有名義の場合は、共有者を含む)
- ▶被災家屋の所有者に相続が生じたときは、その相続人
- ▶代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- ▶被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後に存続する法人又は合併により設立された法人等

●被災家屋の要件

- ▶平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋
- ※原則として、り災証明書の判定が「半壊」以上であること(又は、平成 28 年度分の固定資産税において、減免が適用される程度(損害割合 20%以上)の被害を受けていること)
- ▶取り壊し又は売却等の処分がなされていること

●代替(適用対象)家屋の要件

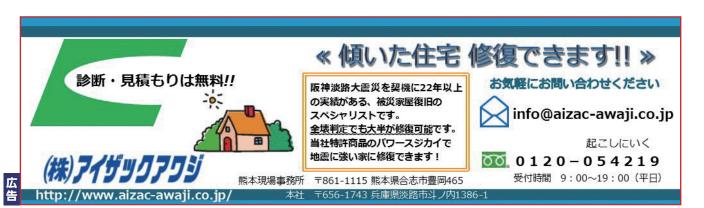
- ▶被災家屋に代わるものとして取得した家屋
- ※原則として、種類(用途)又は使用目的が同一であるもの
- ▶被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

●取得期限

平成 28 年 4 月 14 日~平成 33 年 3 月 31 日に取得(中古含む)・改築されたもの

●減額対象範囲

代替家屋を取得した年の翌年から4年度分に限り、滅失・損壊した家屋(原則として、り災判定が「半壊」以上のもの)の床面積相当分の固定資産税の税額を2分の1に減額します。





障害者週間

12月3日印から12月9日出は「障害者週間」です

▲ 福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167

_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _

福が祉種 の がを支援が る分野 3 莂 さ て理 障 間 とおりです 概 祉 い制 神 で 目 る る あ な L 市 お 意欲 る方 要につい 障 とと \mathcal{O} 課 B す 的 が お 7 福 度 () で で ま月 気 文 ・状況に 員 解 方 及 が 祉 をまとめ 11 11 。また、 は、 す 軽 障 化 で 3 定 を高 とし び各支所に 者 ・ます が は L 11 0 Ŧ を の にご が 日 身 そ は て 者 活 社 深 め の市 お L に、 に応じた の 会を構 か 障 体 そ て 11 申 P 6 め 動 福 11 8 民 Ó お 障ら 相 障 者 るこ 元に参 他 は L が ま そ れ 7 祉 0 ŋ た 知 で、 社 皆 害 9 制 が す の あ 以 出 11 談 た 11 に 会、 的 設 を 障 福 成 家 加 6 た 下 度 0 の 11 つ 様

各種障害者手帳・障害者制度の概要

身体障害者手帳

目、耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいのある方に、熊本県知事から交付される手帳です。『障害』の程度は、重い方から順に1級~6級まで分けられています。

「申請手続き〕

身体障害者手帳交付申請書・指定医師の診断書・写真 (たて4cm×よこ3cm)・印鑑

療育手帳(知的障害者福祉手帳)

知的障がいのある方がさまざまな制度を利用する際に必要となる手帳です。障がいの程度によって A (重度) と B (中・軽度) に分けられます。

[申請手続き]

手帳交付申請書・写真1枚・印鑑

※申請後、申請者ご自身が熊本県福祉総合相談所に 出向き判定が必要。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期(6カ月以上)にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に、社会参加・社会復帰・自立を促進するため熊本県から交付されます。

[申請手続き]

申請書·診断書(精神障害者保健福祉手帳用)·写真 1 枚·印鑑

※精神障がいを事由とする障害年金を受給されている 方は診断書に代わり年金証書で申請することも可。

特別障害者手当

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して支給される手当です。(所得による支給制限あり。)

[手当額] 月額 26,810円(金額は変動)

<以下の方は該当しません>

- ●障害者支援施設などの施設に入所している人
- ●病院・診療所等に3カ月を超えて入院している人

障害児福祉手当

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする在宅の障がい児(20歳未満)に対して支給される手当です。(所得による支給制限あり。)

「手当額〕月額 14.580 円(金額は変動)

<以下の方は該当しません>

- ●肢体不自由児施設などに入所している人
- ●障がいを支給事由とする年金給付を受けている人

特別児童扶養手当

20歳未満の精神(知的)または身体に中度以上の障がいがある児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している方に対して支給される手当です。児童福祉施設に入所している児童は支給できません。[手当額]

1級 月額 51,450円

2級 月額 34,270円(金額は変動)

重度心身障害者医療費助成制度

重度の心身障がい者(児)が各医療保険で医療などを受けた場合は、その一部について市が助成します。 (対象者)

身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 1 級、福祉手当受給相当者で「重度心身障害者医療費受給資格者証」をお持ちの方(助成額)

[入院外] 医療費/月-1,020 円=助成額 [入院] 医療費/月-2,040 円=助成額

※1医療機関ごとに上記負担金が必要。

※高額療養費などは除く。

阿蘇市身体障害者等地方年金支給制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれかを持ち、12月1日現在において、市に引き続き1年以上居住している方に年額5,000円を12月に支給するものです。

※福祉施設に入所している方は除く。



放課後児童クラブ

平成 30 年度 放課後児童クラブ入所のご案内

▲ 福祉課 子育て支援係 ☎22-3167

放課後児童クラブ(学童保育)とは? -

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生児童に対 し、授業の終了後に学校の余裕教室などを利用して、適切な遊 びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的と します。

阿蘇市でも、少子化対策と児童の放課後の安全確保の一つと して、放課後児童クラブを設置しています。運営は保護者の負 担金と市から運営団体への委託料を基に行われています。

() な 17 お 意ください を U 期 لح り 場 希 後成 日 申望 が 合 児 30 ま 込みれ あ は 童年 で り 4 を ま る ラブか 所 申 す 方 が こ てく は、べら の で 込 きな ま ださ 次の放 れ の入課

阿蘇市放課後児童クラブの設置状況及び入所申込

入所申し込みの際は、各放課後児童クラブに備え付けの「入会申込書」と必要書類を添付 のうえ、下記の申込先に期日までにお申し込みください。 なお、長期休業期間中のみの利用を希望される方も、この期限内にお申し込みください。

申込期限 1月31日&

| 校区 | | 一の宮小学校 | 阿蘇小学校 | 阿蘇西小学校 | 内牧小学校 |
|------------------|-------|------------------------------|------------------|------------------|-------------------------|
| クラブ名 | | 一の宮まどか学童 クラブ | へきすい元気っ子 クラブ | 阿蘇西アイガモ 学童クラブ | うちのまき スマイルキッズ クラブ |
| 場所 | | 一の宮小放課後児童クラブ (旧一の宮給食センター) | 阿蘇小学校 体育館 2 階 | 阿蘇西小学校 旧校長宿舎 | 内牧小学校 体育館 2 階 |
| 申込先 | | 社会福祉法人まどか会 | 社会福祉法人やまなみ会 | 社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 | |
| 電話 | | 080-4311-0990 | 35-5211 | 32-1127 | |
| 負担金 (一人当たり月額) | | 4,500 円 | | | |
| 時間 | 月~金 | 14:30 ~ 18:00 | 14:30 ~ 18:00 | 放課後~18:00 | 放課後~18:00 |
| | 土曜 | 7:30 ~ 18:00 | | | |
| | 長期休暇中 | 7:30 ~ 18:00 | | | |

※長期休暇中は、負担金が変わります。また、年会費及びスポーツ安全保険に加入のための保険 料も別途必要となります。(金額はクラブにより異なります)その他、ご不明な点は各申込み 先へ直接お尋ねください。

※各クラブ定員になり次第締切となります。

CITY-INFORMATION

